

京都市告示第151号

平成27年10月30日京都市告示第425号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成28年6月1日から次のように改めます。

平成28年5月27日

京都市長 門川 大作

「

崇仁市営住宅	第33棟	202号, 204号, 401号, 902号及び904号	0.8907
		206号, 208号, 306号, 及び308号, 406号から408号まで, 506号から508号まで, 606号から608号まで, 706号から708号まで, 806号から808号まで, 906号から908号まで, 1006号から1008号まで及び1106号から1108号まで	0.7735
		207号及び307号	0.8935
		その他	0.7707

」

を

「

崇仁市営住宅	第33棟	202号, 204号, 401号, 501号, 704号, 902号, 904号及び1001号	0.8907
		206号, 208号, 306号, 及び308号, 406号から408号まで, 506号から508号まで, 606号から608号まで, 706号から708号まで, 806号から808号まで, 906号から908号まで, 1006号, 1007号及び1106号から1108号まで	0.7735
		207号, 307号及び1008号	0.8935

		その他	0.7707

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)